

1 の不十分さ、硬直性や表現の難解さを改善する方策を検討する。

- 2
- 3 ○ 広告規制と関連して、病院等の名称に関する規制の緩和及び院内掲示事項  
4 の拡充を行うべきである。また、医療機関による正確な情報を積極的に  
5 情報提供することの推進について、医療法に努力義務規定を設けるべきである。

6

7 ②広告を含む情報提供における医療の実績情報の取扱い

- 8
- 9 ○ 評価を伴うものである医療の実績情報（アウトカム指標）について、患者  
10 が理解し、医療機関を選択していく上で、かかりつけ医に相談し、専門家と  
11 しての助言や他の医療機関への紹介等のサービスを得られるような体制を構  
12 築することが基本である。

- 13 ○ 患者の関心が高い情報である、治癒率、術後生存率、患者満足度などの医  
14 療の実績情報（アウトカム指標）については、客観性や検証可能性を確保す  
15 るための手法の研究開発等、情報提供の基盤整備を速やかに進めることとし、  
16 客観的な評価の仕組みが講じられたものから、段階的に広告できる事項とし  
17 て認めていくこととすべきである。

- 18 ○ 広告できる事項と位置付けられた医療の実績情報（アウトカム指標）を  
19 広告するには、その根拠の提示を義務づけるとともに、根拠を提示しない主  
20 体に対する広告の制限等、国が一定の関与を行う仕組みの導入についても検  
21 討する必要がある。

22

23 ③インターネットを含む広報による情報提供への対応

- 24
- 25 ○ インターネットによる情報提供を含む広報については、患者・国民が求め  
26 る医療情報が十分に提供されるよう、これまでと同様広報として位置付け、  
27 医療法第69条に規定する広告制限の対象とすべきではない。しかしながら  
28 が、インターネットを通じ、信頼性に乏しいものも含め様々な情報が「氾濫  
29 している現状を踏まえれば早急な取組が求められるところであり、広報とし  
30 て整理されるインターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適  
31 切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制  
32 を行うことのできる枠組みを設けることを検討するべきである。

- 33 ○ インターネットを含む広報による情報の信頼性を確保するため、適切な  
34 広報を行うためのガイドラインを作成・普及し、それに沿った情報提供が行わ  
35 れるよう取組を進める必要がある。